

平成30年第1回泉南市議会臨時会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成30年10月24日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について	1

議案第 1 号

泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について

泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南阪南共立火葬場の管理運営に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行う必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例

(泉南阪南共立火葬場条例の一部改正)

第1条 泉南阪南共立火葬場条例(平成30年泉南市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第4条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第16条とし、第3条の次に次の12条を加える。

(管理の基準)

第4条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、火葬場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬の執行に関する業務
- (2) 火葬場の施設(以下「施設」という。)の使用許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(開場時間)

第6条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、別表多目的室午後6時から翌日の午前9時ま

での区分について許可した場合においては、これを翌日の午前9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。
- 3 前項の場合において、指定管理者は、その旨を火葬場への掲示その他の方法により、原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(休場日)

第7条 火葬場の休場日は、1月1日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- 2 火葬場を臨時に開場し、又は休場する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、施設の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 火葬場を破損するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の使用について、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障のおそれがあるとき。

(使用の許可の条件)

第10条 指定管理者は、施設の使用を許可するときは、使用目的、期間及び使用料、その他管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第11条 第8条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定により許可が取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設の使用、建物又は設備を毀損し、又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

区分	単位	使用料	
		泉南市及び阪南市の住民	左記以外の住民

12歳以上の遺体	1 体	18,000円	90,000円
12歳未満の遺体	1 体	12,000円	60,000円
生後1箇月未満の遺体及び死産児	1 体	6,000円	30,000円
手術肢体及び胞衣汚物	1 個	6,000円	30,000円
愛玩動物等	1 体	2,500円	—
多目的室 午前9時から午後6時まで	1 時間	1,500円	4,500円
午後6時から翌日の午前9時まで	1 回	11,500円	34,500円

備考

1 この表中「泉南市及び阪南市の住民」とは、死亡者が死亡の当時泉南市又は阪南市に住所を有していた者をいう。
ただし、手術肢体及び胞衣汚物については使用者が、愛玩動物等については所有者が泉南市又は阪南市に住所を有している者をいう。

2 この表中「左記以外の住民」とは、前項の規定による者以外のものをいう。

(泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成5年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項を削る。

(泉南市火葬場設置条例の廃止)

第3条 泉南市火葬場設置条例（昭和39年泉南市条例第8号）は、廃止する。

(泉南市火葬場管理条例の廃止)

第4条 泉南市火葬場管理条例（平成19年泉南市条例第21号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に泉南市火葬場管理条例の規定により行った使用許可（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の泉南阪南共立火葬場条例（以下「新条例」という。）の規定により行った使用許可とみなす。

3 新条例別表の規定は、施行日以後に死亡した者について適用し、施行日前に死亡した者については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 施行日前においても、使用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

